(六) 環境変化の概要

沖縄島北部地域においては、近年、外来種による捕食や生息空間の競合等により、在来種が大きな影響を受けている。

当該鳥獣保護区域内においても、沖縄県指定伊部岳鳥獣保護区の指定当時（一九六〇年代）には確認されていなかったジャワマングースが確認されており、生息環境が悪化しつつある。

(七) 鳥獣の生息状況の変化

当該鳥獣保護区内のヤンバルクイナの生息状況に大きな変動は見られないが、ヤンバルクイナの分布域は、ジャワマングースの分布域の北上に伴い、徐々に北側に狭められている。ヤンバルクイナが発見された一九八〇年代には大宜味村の塩屋湾から東村の平良付近にまで生息していたが、近年は分布域の南限が国頭村と大宜味村の村境から東村の福上湖付近にまで北上していると考えられ、当該鳥獣保護区に迫りつつある。

さらに、近年、当該鳥獣保護区でもジャワマングースの生息が確認されており、ヤンバルクイナの生息環境が悪化しつつある。

また、近年、当該鳥獣保護区を含む沖縄島北部地域において野生生物の交通事故が多発しており、大きな問題となっている。

○環境省告示第六十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、やんばる（安田）鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十月三十日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称

やんばる（安田）特別保護地区

二　区域

沖縄県国頭郡国頭村所在国有林安田事業区四〇林班、四一林班に小班及び四五林班い小班の区域

三　存続期間

平成二十一年十一月一日から平成四十一年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、沖縄県国頭郡国頭村の安田集落から北西約二・五キロメートルに位置し、区域内の南東側には伊部岳（標高三百五十三メートル）を含み、西側は普久川に接し、北側は我地佐手林道付近、東側は国頭村有林、南側は伊部岳山道口付近に囲まれた区域である。ほぼ全域がスダジイ林であり、伊部岳中腹には、推定樹齢三百年のオキナワウラジロガシも生育している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧ＩＡ類のノグチゲラ及びヤンバルクイナ、絶滅危惧ＩＢ類のホントウアカヒゲ等の希少鳥類が生息している。哺乳類では、絶滅危惧ＩＢ類であるオキナワコキクガシラコウモリ、ケナガネズミ等が生息している。

当該区域は、やんばる（安田）鳥獣保護区の中でも、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの良好な生息環境を有しており、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二) 特別保護地区の管理方針

イ　鳥獣のモニタリング調査、現地巡視等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥獣の生息環境を脅かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、ＮＰＯ、地域住民等と連携した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　ジャワマングース等在来種の生存を脅かす外来種の防除に取り組む。

(三) 保全事業の目標

やんばる（安田）鳥獣保護区では、ジャワマングースや、イヌ、ノネコ等の外来種の侵入等に伴うヤンバルクイナ等の希少鳥獣の生息環境の悪化や交通事故の増加が懸念されている。

本事業では、ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息環境を適切に管理し、安定的に生息できる環境を維持・回復していくことを目標とする。

(四) 保全事業の対象区域

やんばる（安田）特別保護地区の全域

(五) 保全事業の内容

ヤンバルクイナ等希少鳥獣の生息地の保護及び整備を図るために、環境省は鳥獣の生息地の保護に支障を及ぼすおそれのある動物の侵入を防ぐための施設の設置等、希少鳥獣の生息に適した環境を維持・回復するために必要な作業を行い、併せて作業上必要な施設の整備を行う。また、希少鳥獣の生息状況等のモニタリング調査を行い、目標への到達状況を定期的に評価する。

国頭村は、ヤンバルクイナと地域住民との共生を目的としてまとめた「ヤンバルクイナの郷」整備構想を核として、ヤンバルクイナ保護シェルターの維持管理及び地域住民への普及啓発等を実施する。

(六) 環境変化の概要

沖縄島北部地域においては、近年、外来種による捕食や生息空間の競合等により、在来種が大きな影響を受けている。

当該鳥獣保護区域内においても、沖縄県指定伊部岳鳥獣保護区指定当時（一九六〇年代）には確認されていなかったジャワマングースが確認されており、生息環境が悪化しつつある。

(七) 鳥獣の生息状況の変化

当該鳥獣保護区内のヤンバルクイナの生息状況に大きな変動は見られないが、ヤンバルクイナの分布域は、ジャワマングースの分布域の北上に伴い、徐々に北側に狭められており、ヤンバルクイナが発見された一九八〇年代には大宜味村の塩屋湾から東村の平良付近にまで生息していたが、近年は分布域の南限が国頭村と大宜味村の村境から東村の福上湖付近にまで北上していると考えられ、当該鳥獣保護区に迫りつつある。

さらに、近年、当該鳥獣保護区でもジャワマングースの生息が確認されており、ヤンバルクイナの生息環境が悪化しつつある。

また、近年、当該鳥獣保護区を含む沖縄島北部地域において野生生物の交通事故が多発しており、大きな問題となっている。

国会事項

衆議院

議案提出

十月二十八日議員から提出した議案は次のとおりである。

北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法案（石破茂外十名提出）

質問書提出

十月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

懲戒処分を受けた職員の日本年金機構への移管に関する質問主意書（江田憲司提出）

外務省における健康管理休暇制度に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

外務省在外職員に支給される配偶者手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

外務省在外職員に支給される子女教育手当に対する鳩山由紀夫内閣の見解に関する質問主意書（鈴木宗男提出）

米軍普天間飛行場の「県外・海外移設」に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

議事日程

十月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号

平成二十一年十月二十九日（木曜日）

午後二時開議

一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

十月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号

平成二十一年十月二十九日（木曜日）

午前十時開議

第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

人事異動

財務省

（大臣官房付）財務事務官　振角　秀行

大臣官房政策評価審議官を命ずる

兼ねて大臣官房審議官を命ずる

（大臣官房政策評価審議官）同　菅野　良三

大臣官房付を命ずる（以上十月二十七日）